2023.12
vol.158
みなさんで回覧(掲示)してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

「医療費のお知らせ」をお送りします！

協会けんぽでは、健康保険を使用して受診された医療機関や医療費情報を記載した**「医療費のお知らせ」**を年１回お送りしております。

令和６年１月中旬から下旬
事業所様へ順次発送いたします。

主に**令和４年10月～令和５年８月**の
医療費情報を記載しています。
（医科・歯科・薬局・柔道整復施術）

※可能な限り令和６年１月中に事業所様へ到着できるよう対象期間が例年より１か月短くなっています。

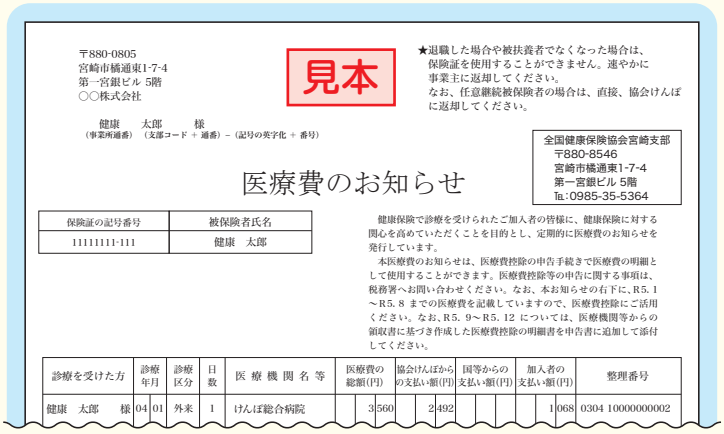

〒880-0805
宮崎市橘通東1-7-4
第一宮銀ビル 5階
○○株式会社

見本

★退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、保険証を使用することができません。速やかに事業主に返却してください。
なお、任意継続被保険者の場合は、直接、協会けんぽに返却してください。

健康　太郎　様
（事業所通番）（支部コード ＋ 通番）－（記号の英字化 ＋ 番号）

全国健康保険協会宮崎支部
〒880-8546
宮崎市橘通東1-7-4
第一宮銀ビル 5階
℡:0985-35-5364

医療費のお知らせ

保険証の記号番号	被保険者氏名
11111111-111	健康　太郎

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行しています。
本医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。なお、本お知らせの右下に、R5.１～R5.８までの医療費を記載していますので、医療費控除にご活用ください。なお、R5.９～R5.12については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

診療を受けた方	診療年月		診療区分	日数	医療機関名等	医療費の総額(円)	協会けんぽからの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	整理番号
健康　太郎　様	04	01	外来	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492		1,068	0304 10000000002

事業主様へ　被保険者様への配布をお願いします

- 被保険者様ごとに封入した状態でお送りしますので、**開封せずに**被保険者様へお渡しいただきますよう、お願いいたします。
  個人情報が含まれていますので、慎重な取り扱いをお願いいたします。
- 既に退職された被保険者様分など、お渡しが困難な「医療費のお知らせ」は、併せてお送りする返信用封筒にて協会けんぽまでご返送をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

記載されていない医療費があるのはなぜ？

「医療費のお知らせ」は令和５年11月上旬のデータで作成しています。そのため、主に令和５年８月分までの医療費情報を記載しています。
ただし、８月以前分であっても「医療機関から協会けんぽへの請求内容を審査中の場合」など記載されていないことがあります。

記載されていない医療費分はどうする？

お持ちの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成していただき、確定申告書への追加添付をお願いいたします。また、この場合の領収書は５年間の保存が必要です。

医療費控除に関する詳細は国税庁のホームページ等で確認いただくか税務署へお問い合わせください。

マイナポータルを利用して医療費通知情報を確認することができます！

確認方法はこちら➡

被扶養者資格の再確認に ご協力いただきありがとうございました。

保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、協会けんぽでは、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年度実施しており、令和５年度においても、令和５年１０月下旬以降ご案内をお送りしていたところです。

事業主様、ご担当者様、加入者の皆様、お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。

ご提出がお済みでない事業所様へ

今年度は令和５年12月８日（金）が提出期限となっておりました。万が一ご提出がお済みでない事業所様は、ご準備でき次第、ご提出をお願いいたします。
なお、ご提出が確認できない事業所様へは後日お電話または文書にて改めて提出のご案内をさせていただく予定です。
既にご提出いただいている場合は、行き違いですので予めご了承ください。

令和６年１月～

「納入告知書」の電子送付を希望されている事業所様

令和6年1月以降は、協会けんぽ宮崎支部のホームページより**「協会けんぽ みやざき」**の閲覧をお願いいたします。日本年金機構から電子送付される納入告知書へ協会けんぽからのお知らせを確認いただくためのURLが掲載されますので、こちらから協会けんぽ宮崎支部のホームページへアクセスできます。
引き続き、事業主様、加入者の皆様への健康保険や健康づくりに関する大切な情報を掲載していきますので、毎月、印刷していただき事業所内で回覧および掲示をお願いいたします。

「協会けんぽ みやざき」はこちらからも確認できます。

※毎月15日より掲載しています。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル５階
TEL 0985-35-5364　FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内1 業務（給付、保険証、任意継続など）
案内2 保健（健診、特定保健指導など）
案内3 レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））
案内4 企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

令和5年度は2月を除く各月発行予定です。